

弊法人からの連絡事項

『確定申告のお知らせ』メールの送信予定



Dental



Medical

P1

P2

労務トピックス

外国人留学生のアルバイトを雇用するうえでの注意点



Dental



Medical

P3

税務トピックス

医療法人のメリット・デメリット



Dental



Medical

P4

税務トピックス

財産債務調書・国外財産調書について



Dental



Medical

P5

税務トピックス

産休に入るスタッフの社会保険料の取扱いについて



Dental



Medical

P6

税務トピックス

「診療所向け」賃上げ・物価高騰支援制度について



Dental



Medical

P7

『確定申告のお知らせ』メールの送信予定

『確定申告のお知らせ』について

令和7年分確定申告につきまして、ご協力いただきありがとうございました。決定した納税額のお知らせとして、順次『確定申告のお知らせ』をメールにてお送りいたします。
内容についてご不明な点がございましたら、お早めに担当者までご連絡ください。

添付するPDFのパスワードは医院・クリニック電話番号の下4桁を設定しております。



① 『確定申告のお知らせ』

納税額等のお知らせとしてお送りする各表（次の②③④）の解説を記載しております。

各税金の納付日が明記されておりますので、ご確認ください。

令和7年分 申告税額比較表

項目	令和7年分	令和6年分	差額
所得	17,432,000	16,734,000	698,000
所得控除	1,010,200	912,000	98,200
所得税額	16,421,800	15,822,000	599,800
控除	1,010,200	912,000	98,200
納付金	15,411,600	14,910,000	501,600
還付金	0	0	0
合計	15,411,600	14,910,000	501,600

② 令和7年分 申告税額比較表

今回申告した令和7年分と前年(令和6年分)の所得税額を比較したものです。最後の行が第3期分の納付金額又は還付金額※です。

※金額の前に△が付いている場合は還付金額となります。
例) △280,000 → 280,000円の還付です。

ふるさと納税をした場合

【寄附金控除】の欄に控除金額が記載されます。

令和7年分 住民税の計算書

項目	令和7年分	令和6年分	差額
所得	17,432,000	16,734,000	698,000
所得控除	1,010,200	912,000	98,200
所得税額	16,421,800	15,822,000	599,800
控除	1,010,200	912,000	98,200
納付金	15,411,600	14,910,000	501,600
還付金	0	0	0
合計	15,411,600	14,910,000	501,600

③ 令和8年分 住民税の計算書

令和8年分の住民税額を計算したものです。
市区町村により計算方法が若干異なる場合があるため、概算となっております。ご了承ください。

ふるさと納税をした場合

【寄附金税額控除】の欄に控除金額が記載されます。

令和 年分 納税予定表

コード : 4112 業種 : 2001
 代表者 : 代表 取締役 社長
 申告方法 : 一般青色 日本クラス税理士法人

納期	合計	所得税及び 住民税等(納税)	住民税非課税徴収	事業税
3月				
4月	86,200	86,200		
5月				
6月	30,800	第1期 30,800		
7月	20,100	第1期 20,100		
8月	220,800	第2期 201,000	第1期 30,800	
9月				
10月	302,800	第2期 283,000		
11月	1,116,100	第2期 1,020,000	第2期 90,000	
12月				
1月	302,800	第4期 283,000		
2月				
3月				
4月				
5月				
合計	4,528,100	2,368,800	1,411,000	728,000

(金額がマイナスの場合は、金額前部に「△」を表示)
 ※ 令和 年12月現在の所得税法、地方税法に基づいて計算しています。
 ※ 計算した金額であるため、実際の納税額は通知書の金額と異なる場合があります。
 (備考)
 事業税の引当は積立引当になります。

④ 令和8年分 納税予定表

令和8年中に納めるべき所得税、住民税、事業税、消費税について納付金額又は還付金額※の予定を一覧にしたものです。該当しない税目については表示されません。また、固定資産税については考慮外となっております。

今年の納税予定を確認することで、納税資金を計画的に準備するようにしましょう。

※金額の前に△が付いている場合は還付金額です。
※中間納付・予定納税のある方は、6月以降もご留意ください。

確定申告に関するご質問

Q

令和7年分確定申告（所得税・消費税等）の納付期限はいつまでですか。

A

多くの方が口座振替（振替納税）をご利用になっております。口座振替以外で納付される方は、申告期限が納付期限となります。

【申告所得税及び復興特別所得税】

納期等の区分	法定納付期限	口座振替日
確定申告	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
確定申告延納※	令和8年6月1日(月)	令和8年6月1日(月)

【消費税及び地方消費税】

納期等の区分	法定納付期限	口座振替日
確定申告	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

※所得税等の確定申告分については、令和8年3月16日(月)まで(振替納税の場合は令和8年4月23日(木))に納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付を令和8年6月1日(月)まで延長することができます。

延納期間中は年1.3%の割合で利子税がかかります。

近年、日本では少子高齢化や人手不足を背景に、外国人留学生のアルバイト採用が増加しています。

アルバイト先としては飲食業やコンビニエンスストアが全体の約7割を占めていますが、家庭教師・塾講師や通訳など語学力を生かした職種も人気があるようです。（令和5年度私費外国人留学生生活実態調査より）クリニックも例外ではなく、日本在住の外国人や海外からの観光客対応など外国語対応が求められています。

しかし、日本語能力や文化理解の度合いには個人差があるため、業務内容や指導方法には配慮が必要となりますので、ご紹介します。

■雇用時に必ず注意すべき事項

留学生をアルバイトとして雇用する際は、以下を必ず確認します。

- ①在留カードの確認（在留資格が留学であること※1・有効期限※2）
- ②就労制限の有無を確認 ※3
- ③資格外活動許可の有無（原則として必須）※4



【在留カード】

新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として我が国に中長期間在留する者（中長期在留者）に対して交付される。

資格外活動許可

がない場合、原則としてアルバイトに従事させることはできません。表面の※就労制限の有無が「就労不可」となっている場合でも、この欄に許可の記載があれば就労が可能です。

■労働時間に関するルール

資格外活動許可を受けている留学生であっても、労働時間には制限があります。

- ・原則：週28時間以内（複数のアルバイト先の合計時間）
 - ・学校の長期休暇期間中：1日8時間、週40時間まで就労可能
- シフト作成時には、他社での就労時間も含めて確認することが重要です。

■企業側が注意すべき法的リスク

- ・資格外活動許可がないまま就労させた場合
- ・労働時間制限を超えて就労させた場合

違反した場合、不法就労助長罪に該当する可能性があり、企業や事業主に対し、罰金や懲役刑が科される可能性があります。

■雇用後の実務上の留意点

- ・雇用時および離職時には、ハローワークへの外国人雇用状況の届出が必要
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html
- ・賃金、労働時間、休憩、休日などは日本人と同等に取り扱う
- ・業務内容やルールについては、できるだけ分かりやすく説明する



■企業側が注意すべき法的リスク

外国人留学生のアルバイト雇用は、人手不足解消に有効である一方、在留資格や労働時間管理を誤ると大きな法的リスクを伴います。

事前確認と継続的な管理を徹底し、法令遵守を前提とした受入体制を整備することが重要です。

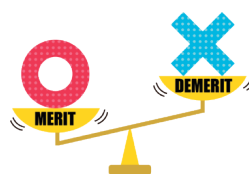
医療法人化は、クリニックの経営を安定させ、将来の事業展開を見据えるうえで有力な選択肢です。一方で、制度上の制約や手続き負担も生じるため、メリットとデメリットを正しく理解することが重要です。この記事では、医療法人の主なメリット・デメリットを整理し、医療法人化を検討する際に押さえておきたいポイントを分かりやすく解説します。

■ 医療法人化のメリット

1. 収支の区分が明確になり経営管理がしやすい
個人の収支と法人の収支が分かれ、経営状況の把握が容易になります。
2. 節税効果が期待できる
院長報酬が給与所得扱いとなり控除が可能。役員退職金制度も活用できる。
3. 事業承継がしやすい
法人格を維持したまま理事長交代などが可能。
4. 社会保険の源泉徴収が不要
会計処理が統一され実務負担が減る。
5. 分院展開が可能
医療法人は複数の診療所を設置できる。
6. 生命保険等の加入がしやすい
法人として契約することでリスク管理に役立つ。

■ 医療法人化のデメリット・注意点

1. 多角経営ができない
医療と無関係な事業は原則不可。
2. 配当ができない
非営利のため利益を自由に分配できない。
3. 手続き・運営コストが増える
社員総会・議事録・届出など事務負担が増える。
4. 社会保険への強制加入
従業員数に関係なく加入義務があるため負担増。
5. 法人利益の自由な処分ができない
法人の資産は院長個人のものではない。



■ 医療法人化を検討すべき経営ステージ

- ・ 収益が安定している
- ・ 分院展開を検討している
- ・ 事業承継を考えている
- ・ 経営基盤を強化したい



■ 最後に

医療法人化は多くのメリットがある一方、制度上の制約も伴います。自院の規模や将来ビジョンに基づき、適切なタイミングで判断することが重要です。

2025年12月31日時点で一定の条件に該当する方は、2026年6月30日(火)までに所轄税務署へ財産債務調書または国外財産調書を提出する必要があります。

■財産債務調書の提出が必要な方

以下のいずれかに該当する場合、提出義務があります。

- ①年間所得（退職所得を除く）が2,000万円超で、かつ以下のいずれかに該当
 - ・2025年12月31日時点の財産の合計額が3億円以上
 - ・国外転出特例対象財産の合計額が1億円以上
- ②2025年12月31日時点で所有する財産の価額の合計が10億円以上の居住者

※判定時の注意事項

- ・財産額の合計には国内外すべての財産を含めます。
- ・合計額からは債務（借入等）は差し引きません。
- ・歯科医院・クリニックで所有している財産のみならず、個人の財産も対象です。



■財産債務調書を提出しない場合の取扱い

制度では正確な申告を促すため、以下の措置があります。

- 期限内に提出し、調書に記載した財産に申告漏れがあった場合
→ 過少申告加算税などが 5%軽減
- 未提出、または記載すべき財産の記載漏れがある場合
→ 過少申告加算税などが 5%加重

■国外財産調書について

居住者で、2025年12月31日時点で5,000万円を超える国外財産を所有している方は、国外財産調書の提出が必要です。

※国外財産調書を提出していても、財産債務調書の提出義務がある場合は両方提出が必要です。



■弊法人より確定申告後の確認について

確定申告確認事項表で提出義務の確認をお願いしておりますが、2025年分の確定申告書提出後に、弊法人担当者より改めて確認をお願いする場合があります。

また、提出が必要な方には、資産・負債の内容確認のために追加のご質問をさせていただくことがあります。

正確な申告のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



スタッフが産前産後休業（以下「産休」）に入ると、一定期間社会保険料（健康保険・厚生年金保険料）が免除されます。ここでは、産休中の社会保険料の取扱いと手続きについてまとめています。

1. 産休中の社会保険料の免除

免除される保険料（スタッフ負担分・事業主負担分ともに対象）

- ・健康保険料
- ・厚生年金保険料
- ※免除期間中も「納付したもの」として扱われるため、将来の年金額は減りません。



2. 社会保険料免除の対象期間

- ・産前休業：出産予定日の6週間前（多胎妊娠：14週間前）
- ・産後休業：出産日の翌日から8週間
- ※出産日が前後した場合
→ 実際の出産日を基準に期間が確定します。



3. 給与支給時の保険料免除の取扱い

- ・産休中に給与が支給されていても社会保険料は免除対象
- ・社会保険料の判定は月単位
- ・その月に「1日でも産休期間が含まれていれば」
→ その月の保険料は全額免除



4. 社会保険料免除の手続き

事業主が年金事務所へ届出を行う必要があります。

提出書類

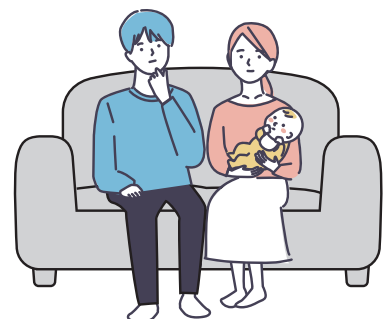
- ・産前産後休業取得者申出書
- ※出産日確定後、内容が変わる場合
→ 変更届が必要になることがあります
- ※届出がない場合 → 免除が適用されないため注意



5. 産休後の育児休業手続き

必要な手続き

- ・育児休業の届出
- ・育児休業中の社会保険料免除の申請
- ・ハローワークへの育児休業給付金の申請



ご不明点がありましたら、弊法人担当者までお気軽にお問い合わせください。

「医療機関向け」賃上げ・物価高騰支援制度について厚労省より各都道府県に正式な通知がありました。具体的な申請期間や各都道府県より正式な発表などはこれからとなりますが、まずは概要をご案内いたします。

具体的な申請方法など詳細が発表されましたら、改めてお知らせいたします。

支援金の種類と要件

支援金は下記の2種類となります。※無床診療所は合わせて32万円となります。

① 賃上げ支援



対象となる医療機関：
令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関

▼賃上げ支援の対象施設及び支給額

区分	支給額
有床診療所	許可病床数 × 72,000円 (※2床以下は一律150,000円)
無床診療所	150,000円/施設
訪問看護ステーション	228,000円/施設
薬局(1~5店舗グループ)	145,000円
薬局(6~19店舗)	105,000円
薬局(20店舗以上)	70,000円

※例外：令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

② 物価高騰支援



対象となる医療機関：
原則、全ての医療機関等

▼物価高騰支援の対象施設及び支給額

区分	支給額
有床診療所	病床数 × 13,000円 (※13床以下は170,000円)
無床診療所	170,000円/施設
薬局(1~5店舗グループ)	85,000円
薬局(6~19店舗)	75,000円
薬局(20店舗以上)	50,000円



特設ページ
はこちら



日本クreas税理士法人 医療事業部

WEB版 CLIENT
閲覧パスワード
creas



CLIENT 401号 発行日：2026年3月5日 発行元：日本クreas税理士法人 医療事業部
URL：https://creas-med.com お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

日本クreas税理士法人 医療事業部 東京本社
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

拠点 その他 東京中野本部、千葉本部、高崎本部、富山本部、高岡本部、大阪本部、北大阪本部、神戸三宮本部、福山本部、宮崎本部

グループ企業 日本クreas税理士法人 | 日本クreas社会保険労務士法人 | 日本クreas弁護士法人
日本クreas行政書士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A | 株式会社日本クreas財産サポート
株式会社日本クreas BPO サポート

@j_creas



@j_creas_

